

令和4年度第12回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功		
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次		
委員	2番	草刈	章博	3番	池本英夫
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩健一
	6番	春摘	要	7番	長石憲太郎
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂富雄
	10番	植木	克茂	11番	前川義
憲					
	12番	細山	周一	13番	國岡智志

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

	15番	谷口	真一	16番	寺坂静雄
次	17番	西沖	和己	18番	平尾晴

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案題5号 農用地利用配分計画(案)の意見決定について

議案第6号 令和5年度智頭町農作業受託料金(案)について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和4年度第12回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。
開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。
令和4年度第12回の総会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
先だって、令和4年度智頭町農地利用適化推進施策に関する意見書につきましては、皆さんに色々検討して頂きました。そのまとめたものを3月2日に、町長ご多忙ではございましたけれども日程を取って頂きまして、意見書の提出をさせていただきました。
その中で、新年度予算に反映させるために提出時期を若干早めて頂いた方が良いのではという町長からのお話もあり、これにつきましては今度、5年度分については、事務当局の方で検討していただいて、取り組むようお願いしていきたいと、こういうふうに思っているところでもあります。
意見書については意見交換をしたわけでございますけれども、その中で意見書の各種推進施策項目についてであります、私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員が、どのように地域を守り活かし、持続可能な農業に繋げていくか、そのための検証と具体的な方向性を示す責任が生まれてくるものと思っております。
昨年、山村再生課の方が農家の意向調査の2回目をやられてわけでございますが、このことをベースに置いて、未だやっておられない集落は早急に集落座談会等を持って頂き、現場の実態を把握された中で、方向性というものを、この意見書と合わせての取り組みを図って頂きたいと、こういうふうに思っているところでもあります。
また、この意見書の中にあります自給率の目標達成ということもございませけれども、先月の27日ですか、岸田首相が衆議院の予算委員会の中で、政府の自給率達成に向けて力を注ぐ考えを改めて示されました。食料の安全保障は我が国の存続に関わる国民の命・暮らしに関わる重要な課題であるというふうにお話がなされました。日本の自給率は2021年、カロリーベースで38パーセント、生産額ベースで63パーセントにとどまっております。岸田首相は、2030年にはカロリーベースで45パーセント、生産額ベースで約75パーセントにすると政府の目標を説明されたわけでありますが、これ

	<p>につきましては、国の具体的な対策をどのように取り組むかが大きな課題になってきているところでもあります。</p> <p>もう一点。先月も若干申し上げましたが、この3月より農作業の安全運動が5月末まで行われております。事故の悲劇に終止符を打とうということで、先ず安全管理の実践。それから、ミスをして体を守る農機安全整備の開発・普及。不測の事故に対する労災保険への加入ということも加え、これから徹底して実効性のある法整備を、我々としても求めていかなければならないものと考えておるところでもあります。</p> <p>その中で、日本の農業用機械の協会の方が発表しておられる中でも、トラクター作業におけるシートベルト装着率は21パーセント、ヘルメット装着率が14パーセント、安全フレームを倒して使用したのが19パーセントというようなことで、やはりトラクター作業における事故もかなり大きいということでもあります。</p> <p>また、刈払機で事故が非常に大きいように思っておりますが、その中できちっと機械を装着されるのが21パーセント、ゴーグルやフェイスガードの装着率が50パーセント、安全靴・長靴の装着率が25パーセントです。</p> <p>それぞれ、日頃から農家に向けての安全教育を発信していく必要があるのではなかろうかなど、こういうふうにも思っておるところでもあります。</p> <p>今日の議題につきましても色々課題が出ておまして、議事案件につきましては6項目上がっておりますので、十分皆さんが審議して頂いてスムーズに行きますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、4番 竹下るみ子委員、5番 葉狩健一委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>

事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地の所在が大字市瀬字長途口1169番3、地目は畑、面積79㎡。</p> <p>権利種別は所有権移転です。譲渡人が市瀬948番地の●●●●さん。譲受人が兵庫県姫路市網干区津市場10番地1の●●●●さん。転用の目的は墓地となっております。転用理由としまして、「既存の墓地は山中にあり、また借地であるため新設移転をしたい」となっております。</p> <p>譲受人の現在の墓地は山の中にあり便利が悪く、移転を検討したところ、自宅に近く墓地が点在している申請地を選定されました。</p> <p>資力及び信用については通帳の写しで確認できております。</p> <p>また、農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断されるものです。</p> <p>令和5年8月に工事完了予定で、転用の妨げとなる権利を有するものもなく、土砂流出の恐れ等がある施工はないことなど、周辺の農地に与える影響も少ないため、転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。中島集落の公民から山側に上がる途中の農地になります。</p> <p>2ページに公図、3ページに事業計画書、4ページから5ページに被害防除計画書、6ページから8ページには土地利用計画図、そして9ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>3月7日に申請をされました●●●●さんに、それから譲受人の方は●●●●●●さんで、住所の方は姫路になっておりますが、元々私の集落の出身の方でして、そう遠くないうちに中島の方にお帰りになってくるということになりまして、譲渡人の方の上の方の墓の方にも3月7日に面談致しました。</p> <p>いずれにしましても、そのことについては異論がないということでございましたので、報告致します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定することになりました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が大字山根字杉ヶ谷392番、地目は田、面積439㎡です。所有者は大字山根408番地2の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和40年代後半頃に杉を植林し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の10ページをご覧ください。11ページに公図、戻りまして10ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>番号1について調査の報告を致します。</p> <p>3月6日に現況確認を行いました。非農地の申請基準に基づき調査しましたところ、昭和44、5年頃に杉を植林し現在に至っておるという申請のとおり間違いなことを報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
事務局書記	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p>

事務局書記	<p>次に、日程第2 議案第3号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目変更の認定を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>これにつきましては、智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。</p> <p>番号1が4ページにあります。</p> <p>大字中原の9筆となります。右上の方に「農業委員会意見 該当地目に○」とあります。「農地以外の土地」に既に○が入っているものについては、以前に転用許可が出ていたりということで、農地ではない判断を既に行っているものとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>ここはテク谷の奥のところですので、この前の地籍調査では自分が行きました。農地以外であることに間違いありません。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号番号1について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号1は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定しました。</p> <p>次に、番号2について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>これにつきましても、智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。</p> <p>番号2が大字大屋で、5ページから10ページの52筆となります。</p> <p>こちらも同じく、「農地以外の土地」に既に○が入っているものについては、以前に転用許可が出ていたり、合筆等での地番変更ということで、農地ではない判断を既に行っているものとなっております。</p>

	<p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>場所的には大屋から新田に行く道の途中にある場所です。本来なら現確認しないといけないのですが、調査する2月の時は未だ雪が残って出来ない状況でありましたので、ナビにて確認しましたところ、52筆、地籍調査どおり森林化しており、農地でないことを確認致しましたことを報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号番号2について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号2は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定しました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>2月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計16,684㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が5名、受ける者が4名となっております。</p> <p>期間につきましては、3年未満のものが、307㎡、3年から5年未満のものが5,901㎡、5年から10年未満のものが7,476㎡となっております。</p> <p>それでは12ページで詳細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員多数ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「農用地利用配分計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用配分計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>2月20日付けで智頭町長から農用地利用配分計画書(案)意見の決定を求められました。14ページはその明細となっております。</p> <p>今回は、先ほど可決されました利用集積計画の、整理番号5から番号10までの6筆に対する機構からの再配分についてになります。</p> <p>(議案書に基づいて、農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。</p>

事務局書記	<p>次に、日程第2 議案第6号「令和5年度智頭町農作業受託料金(案)について」を議題とします。</p> <p>令和5年度の智頭町農作業受託料金(案)を、別紙のとおり作成したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>こちらについては、先月の総会後に配布、説明させていただきましたものとなります。</p> <p>前年度との変更点としましては、一番上の「農作業賃金」で、最低金額の「6,840円」が変わっておりまして、これは鳥取県の最低賃金を上回るために上げたものものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第12回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時25分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和5年3月10日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 竹下 るみ子

智頭町農業委員会委員 葉狩 健一